



外国人の方へ!!

外国人住民にも、日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されます。

# 外国人住民の 住民基本台帳制度 がスタートします!!

2012年7月  
施行予定

《外国人登録法は廃止になります》



総務省

# 住民基本台帳法の 一部を改正する法律により、 外国人住民にも 住民票が作成されることになりました。

これにより、  
外国人住民の方々の利便性の向上や市町村などの  
行政の合理化を図ることができるようになります。

この法律が施行されるのは、  
2012年（平成24年）7月頃の予定です。  
同時に、外国人登録法は  
廃止になります。

外国人住民の  
方の利便性が  
こんなに向上  
します！

1. 日本人と外国人とで構成される世帯の全員  
が記載された証明書(住民票の写しなど)が、  
発行可能になります。

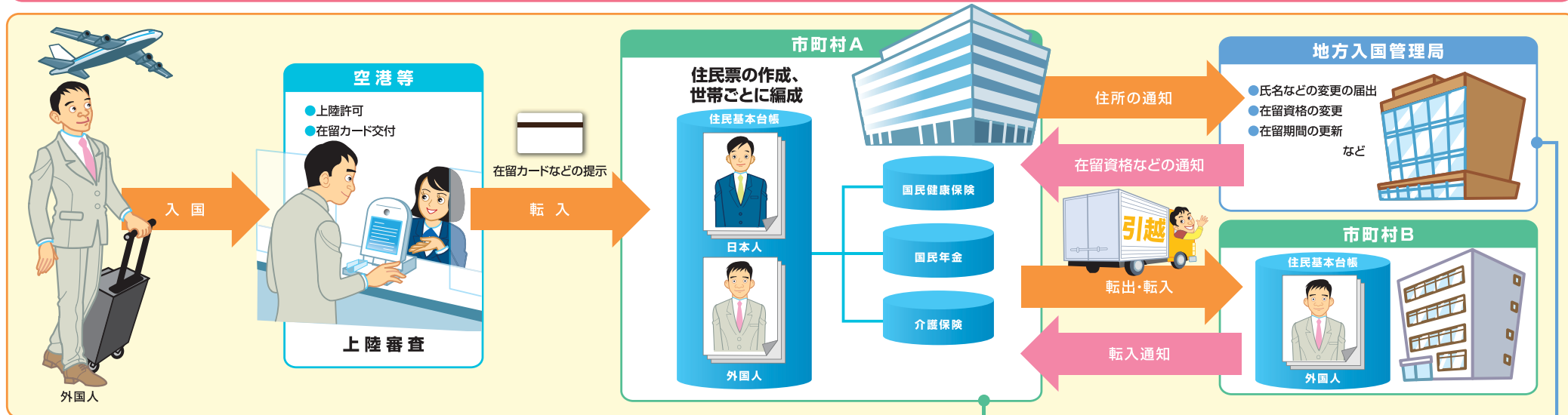


2. 住所変更の届出により、同時に国民健康保険  
などの届出があったとみなされ、従来に比べ  
て届出の簡素化が図られます。

3. 在留資格や在留期間の変更について、  
従来、地方入国管理局と市町村の  
両方に必要だった届出が地方入国  
管理局のみへの届出で済みます。

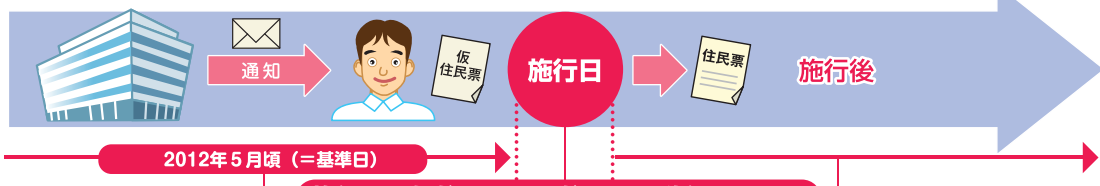


## 法改正後のイメージ



## 新制度への円滑な移行を図るために…

外国人登録制度から住民基本台帳制度への円滑な移行を図るために、市町村において仮住民票を作成し、その内容をご本人に通知します。仮住民票は施行日に住民票となります。



**施行日に仮住民票から住民票に移行します。**

(1) 基準日において

- ① 市町村の外国人登録原票に登録されている外国人
- ② 施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる外国人

の両方の条件を満たす外国人住民について、仮住民票を作成することとしています。

**この仮住民票の記載事項は外国人本人に通知されます。**  
仮住民票の記載が実情と異なる場合は、外国人登録法に基づいた変更申請などの所定の手続きを行ってください。

(2) 基準日後、施行日の前日までの間に、上記①②の両方の条件を満たした外国人についても、同じく仮住民票を作成します。この場合においても、外国人登録原票に記載されている情報をもとに仮住民票を作成しますので、外国人登録法に基づく申請を行ってください。

(3) 左記の手続きにより、外国人登録を行っている外国人で、施行日に外国人住民に該当する方については、施行日に住民票が作成されますので、特段外国人の方が届出をする必要はありません。

※ 施行日直前の入国などにより、施行日に住民票が作成されていない場合があります。このような外国人住民については、施行日後14日以内に氏名、住所などの届出を市町村窓口で行い、住民票を作成することが必要です。



● 新制度移行後は、法務省（地方入国管理局）と市町村長とで情報をやりとりするため、外国人住民が、別途に市町村に届出をするなどの負担が少なくなります。

● 外国人住民についても住民票が作成され、日本人住民と外国人住民とが世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されます。これにより、外国人住民に対しても住民票の写しなどが発行可能になります。

● これまで住民基本台帳と外国人登録法の2つの別々の制度で把握していた複数国籍世帯(外国人と日本人で構成する世帯)についてもより正確に世帯構成を把握でき、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

● 住基法に基づく転入届などがなされた場合、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされることから、従来の外国人登録制度時に比べて届出の負担が軽減されます。

● 委任を受けた代理人でも転居など住民基本台帳法上の手続きが可能となります。

● 住民基本台帳の一部の写しについては、国や地方公共団体および個人や法人などによる閲覧などが認められているため、閲覧などの請求があった場合は、外国人住民もその対象となります。



【住民基本台帳】

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を世帯ごとに編成したもので、住民の方々に対するさまざまな行政サービスを提供するための事務処理の基礎となります。「住民基本台帳法」はその制度を定めた法律です。

【外国人住民】

改正後の「住民基本台帳法」では、適法に3カ月を超えて在留し、住所を有する外国人を主な対象としています。具体的には、在留カード交付対象者や特別永住者などです。

【在留カード】

改正後の入管法に基づき、法務大臣が、わが国で中長期にわたり適法に在留する外国人に対し、上陸許可などを在留に係る許可に伴って交付するカードです。

# 住民票が作成される外国人と、住民票の記載事項

下の表に記載されている4つの区分に該当する人で、住所を有する外国人については住民票を作成することになります(観光などの短期滞在者などは除く)。また、住民票には、日本人と同様に右記の項目が記載されます。

①氏名・世帯主の氏名及び続柄②出生の年月日③男女の別④住所⑤国民健康保険や国民年金などの被保険者に関する事項などです。

その他、外国人住民特有の記載として、「①国籍・地域②外国人住民となった年月日」があります。さらに、各区分に応じてそれぞれ下記の事項が記載されます。

対象区分	対象者の内容	記載事項
中長期在留者 (在留カード交付対象者)	3か月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人。	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号</li> <li>中長期在留者であること</li> </ul>
特別永住者 (特別永住者証明書交付対象者)	入管特例法により定められている特別永住者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号</li> <li>特別永住者であること</li> </ul>
一時庇護許可者 又は仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮にわが国に滞在することを許可された外国人。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時庇護許可書に記載されている上陸期間、または仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</li> <li>一時庇護許可者または仮滞在許可者であること</li> </ul>
出生による経過滞在者 又は 国籍喪失による経過滞在者	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方(その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者であること</li> </ul>

※外国人登録法において登録事項とされていた国籍の属する国における住所又は居所、出生地、職業、旅券番号などの情報は住民票には記載されません。

## 注意点

### 現在外国人登録されている方

- 施行日までに、外国人登録法に基づいた変更、または訂正の申請などを通じて、市町村にて仮住民票の修正や削除を行う場合があります。特に在留資格、在留期間の変更は、住民票の作成に関わる重要な事項のため、変更申請漏れが無いようご注意ください。
- 施行日までは、現在の外国人登録法に基づいた手続きが必要です。

### 法施行後に入国する外国人について

- 新制度施行後は、中長期在留者などが国外から転入した場合、その日から14日以内に在留カードなど※を持参し、市町村の窓口で転入の届出を行う必要があります。この時、同一世帯内の世帯主が外国人住民である場合は本人と世帯主との続柄を証する公的な文書(公的な文書が日本語でない場合は、その翻訳文も必要です)が必要となります。

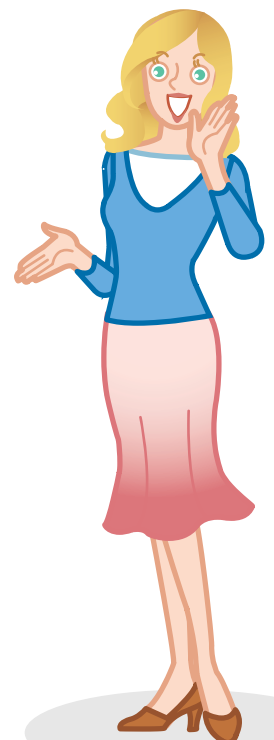
※他には、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書、後日在留カードを交付する旨の記載がある旅券などがあります。

### 法施行後に国内で住所を変更する外国人について

- 転出の際には日本人と同様に転出手続きが必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。
- 住所を変更する際には、在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかをご持参ください。

**国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出の届出が必要となります。**

ご注意ください!



# 外国人住民の住民基本台帳制度



Q1

現在日本に在留している外国人は、何か手続きをしないと住民票は作成されないのですか？

A1

一定の条件を満たす外国人については原則手続きの必要はなく、外国人登録原票に基づき仮住民票を作成しますので、外国人登録の手続きは正確に行ってください。

Q2

新規に入国した外国人はどのような手続きが必要になりますか？

A2

住所を定めた後、新住所の市町村へ入国の際に空港などで交付された在留カードなどを持参し、転入の届出をしていただくことになります。

なお、同一世帯内の世帯主が外国人住民である場合は、本人と世帯主との続柄を証する公的な文書が必要となりますので、ご注意ください。

Q3

日本で出生した外国人はどのような手続きが必要になりますか？

A3

外国人が日本で出生した場合には、14日以内に出生届を提出する必要があります。新制度では出生届が提出されると、住所地の市町村において「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。なお、経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合には、出生から30日以内に地方入国管理局において在留資格の取得を申請する必要があります。

Q4

新しい制度では、引っ越しをした時には外国人も転出の届出が必要になるって本当ですか？

A4

新制度では日本人と同様に、外国人住民も転出地の市町村に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で転出証明書を添えて転入届をすることになります。



Q5

外国人の夫(妻)と日本で生活しています。現在、私の住民票上の世帯主は私自身(本人)となっていますが、新しい制度では、世帯主を夫(妻)にすることは可能ですか？

A5

可能です。新制度では外国人住民にも住民票が作成され、日本人と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成されるため、外国人住民を世帯主とすることも可能になります。



Q6

外国人住民も住基カードは作れますか？

A6

作ることができます。

ただし、外国人住民が住基ネットに加わるのは施行日からさらに1年以内の予定ですので、住基カードを作ることができるようになるのもそれ以後になります

